

【資料】国際海洋法裁判所「西アフリカ地域漁業委員会事件」2015年4月2日勧告的意見（一）

佐古田 彰

はしがき

【翻訳】「西アフリカ地域漁業委員会により裁判所に付託された勧告的意見の要請」国際海洋法裁判所勧告的意見

目次

勧告的意見

- I. 序
- II. 管轄権
- III. 裁量的権限
- IV. 適用のある法
- V. 質問1について
- VI. 質問2について（以上本号）
- VII. 質問3について
- VIII. 質問4について
- IX. 主文

はしがき

以下に訳出するのは、2015年4月2日に国際海洋法裁判所（ITLOS）が与えた「西アフリカ地域漁業委員会により裁判所に付託された勧告的意見の要請」（第21号事件）に関する勧告的意見である。この「西アフリカ地域漁業委員会（Sub-Regional Fisheries Commission; SRFC）」¹⁾は、西アフリカの7ヵ国（カー

1) “Sub-Regional Fisheries Commission” は実在する組織の固有名詞であるが、確

ボヴェルデ、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、モーリタニア、セネガル、シエラレオネ)を加盟国とする漁業委員会で、1985年の条約により同年に設立された政府間国際機構である²⁾。SRFCは、1993年の旧MCA条約を再検討するために締結した2012年の新MCA条約に基づき、2013年3月のSRFC閣僚会議の決議で、不法・無報告・無規制漁業(IUU漁業)に関する旗国の義務などについて、海洋法裁判所に勧告的意見を要請することを決定した³⁾。本件勧告的意見はこの要請に対するものである。海洋法裁判所の勧告的意見は、2011年の海底紛争裁判部が与えたものに続き本件で2件目、全員法廷での勧告的意見はこれが初めてとなる。

なお、本件勧告的意見の訳出は、基本的に英語版に基づいているが、適宜仏語版も参照している。

定した訳語は見あたらなかった。この語は「準地域漁業委員会」と訳されることが多く(海洋法裁判所を紹介する外務省ウェブサイトなど)、「サブ地域漁業委員会」と訳すものも見られる。公定訳(海洋法条約61条2項など)に従うなら、「小地域漁業委員会」とも訳しうる。ただ、いずれの訳語も固有名詞として理解することが難しい。JICAのウェブサイトでは、「西アフリカ地域漁業委員会」と訳すものもあった。

確定した訳語がないこと及び固有名詞として理解できるような訳語の方が分かりやすいことから、ここでは実態を考慮して、「西アフリカ地域漁業委員会」と訳すこととした。

2) 詳しくは、同漁業委員会ウェブサイト (<http://www.spcsrp.org/>) を参照のこと。

3) 詳しくは、本勧告的意見2項に再録された同決議文を参照のこと。1993年旧MCA条約と2012年新MCA条約の背景や内容については、SRFCが裁判所に提出した「概要説明書(Technical Notes)」(裁判所ウェブサイトに掲載、また本勧告的意見91項参照)に説明があるほか、本勧告的意見で詳しく述べられている。

なお、この1993年条約と2012年条約であるが、この勧告的意見の英語版では、記載されている正式名称が両条約とも統一されておらず、またその略称に誤記があるほか、仏語版でも両条約の略称が区別されていないなど、非常に分かりにくくなっている(本勧告的意見2項に再録されたこの決議文のタイトルと決議前文5項・7項及び本勧告的意見62項などを参照)。ここでは、SRFCが裁判所に提出した2012年新MCA条約の英文と仏文(裁判所ウェブサイトに掲載)に記されている1993年条約と2012年条約の名称を両条約の正式名称として用い、また、両条約の略称を、1993年条約は「1993年旧MCA条約」、2012年条約は「2012年新MCA条約」または混同の恐れがない場合には単に「MCA条約」と表記することとした。

【翻訳】「西アフリカ地域漁業委員会により裁判所に付託された勧告的意見の要請」国際海洋法裁判所勧告的意見

目 次

I. 序	1～ 36項
本件勧告的意見の要請	1～ 5項
本件裁判手続の経緯	9～ 36項
II. 管轄権	37～ 69項
III. 裁量的権限	70～ 79項
IV. 適用のある法	80～ 84項
V. 質問 1 について	85～140項
VI. 質問 2 について	141～150項
VII. 質問 3 について	151～174項
VIII. 質問 4 について	175～218項
IX. 主 文	219項

勧告的意見

臨席者：YANAI所長；HOFFMANN次長；NELSON, CHANDRASEKHARA
RAO, AKL, WOLFRUM, NDIAYE, JESUS, COT, LUCKY,
PAWLAK, TÜRK, KATEKA, GAO, BOUGUETAIA, GOLITSYN,
PAIK, KELLY, ATTARD, KULYK各裁判官；GAUTIER書記

「西アフリカ地域漁業委員会により裁判所に付託された勧告的意見の要請」に
ついて

上記の裁判官から構成される国際海洋法裁判所は、
次のとおり勧告的意見を与える。

I. 序

本件勧告的意見の要請

1. 2013年3月27日付の書簡(2013年3月28日に裁判所書記局が電子的に受理した)により,西アフリカ地域漁業委員会(Sub-Regional Fisheries Commission)(以下,SRFCとする。)の事務局長は,SRFC閣僚会議が2013年3月27日及び28日に開催された第14会期で採択した決議に基づいて,勧告的意見の要請(以下「本件要請」とする。)を当裁判所に対し送付した。この書簡と決議の原本は,2013年4月2日に裁判所書記局に保存された。
2. SRFC閣僚会議が採択した決議は,次の通りである。

閣僚会議第14会期, 2013年3月27日~28日, 於: セネガル・ダカール

西アフリカ地域漁業委員会(SRFC)閣僚会議決議:SRFC加盟国の管轄下の海域にある海洋資源の漁獲及び開発のための最低条件の決定に関する条約(2012年新MCA条約)33条に基づき勧告的意見を求める権限を事務局長に与える件

西アフリカ地域漁業委員会(SRFC)閣僚会議は,
1982年12月12日にモンテゴ・ベイで署名された国連海洋法条約を考慮し,
国連食糧農業機関(FAO)の責任ある漁業のための行動綱領に定められた原則と基準を支持する立場であることを再確認し,

2001年にFAO会議が採択した不法・無報告・無規制漁業を防止し禁止し及び排除するための国際行動計画を実施する決意を想起し,

SRFCの設立に関する1985年3月29日の条約と,この条約の特に各国人民の幸福のための加盟国間での協力の促進に関する条文についての1993年改正を考慮し,

SRFC加盟国の沖合にある海洋資源の漁獲及び開発のための条件の決定に関す

る1993年7月14日の条約（旧MCA条約）が、当該西アフリカ地域における諸国の漁業政策と法律の調和において不可欠の役割を果たしていることを考慮し、

1993年7月14日の旧MCA条約を、その採択以後に生じた技術的变化と法的变化に、特に責任ある漁業、漁業資源の持続的管理のための生態系的手法及び不法・無報告・無規制漁業との戦いのための諸条件の明確化に関して、適合させることを希望し、

1993年旧MCA条約の再検討に関する、SRFC加盟国の管轄下の海域にある海洋資源の漁獲及び開発のための最低条件の決定に関する2012年6月8日の条約（新MCA条約）（2012年9月16日に発効）を考慮し、

2012年6月8日の新MCA条約33条（国際海洋法裁判所への勧告的意見の要請に関する規定）が、「SRFC閣僚会議は、事務局長に対し、国際海洋法裁判所に特定の法律問題について勧告的意見を要請する権限を与える」と定めていることを考慮し、

ITLOS規程20条及びITLOS規則138条を考慮して、

2012年新MCA条約33条の規定に基づき、SRFC事務局長に対し、ITLOS規則138条に従い国際海洋法裁判所に次の問題に関する勧告的意見を要請する権限を与えることを、決定する。

1. 不法・無報告・無規制（IUU）漁業活動が第三国の排他的経済水域において行われる場合に、その旗国の義務は何か。
2. 自国を旗国とする船舶が行うIUU漁業活動について、旗国はどの程度責任を負う（liable）とされるのか。
3. 旗国または国際機構との間で締結した国際協定の枠内で船舶に操業許可が与えられた場合、その旗国または国際機構は当該船舶による沿岸国漁業法の違反について責任がある（liable）とされるのか。
4. 共有資源及び共通の利益を有する資源（特に小さな外洋種とマグロ）の持続的管理を確保するにあたり、沿岸国の権利と義務は何か。

（ギニア共和国大臣（SRFC閣僚会議議長）、カーボヴェルデ共和国大臣、ガンビ

ア共和国大臣、ギニアビサウ共和国大臣、モーリタニアイスラム共和国大臣、セネガル共和国大臣、シエラレオネ共和国副大臣の署名)

3. 2013年3月27日付の前記書簡において、SRFC事務局長は、SRFC閣僚会議が同事務局長に対し、国際海洋法裁判所(ITLOS)規則138条及びITLOS規程20条に基づき、当裁判所に対して勧告的意見の要請を付託する権限が与えられたことを、記している。2013年4月9日付の書簡で、SRFC事務局長は、上記書簡のITLOS規程「20条」を「21条」に訂正した。

4. 2013年3月27日付の前記書簡で、SRFC事務局長は、当裁判所に対し、本件裁判手続についてSRFC事務局漁業政策法規調和部長であるDiénaba Bèye Traoré氏をSRFCの代表者に任命したことを、通知した。

5. 2013年3月28日、本件要請は第21号事件として総件名簿に記載され、本件事件は「西アフリカ地域漁業委員会により裁判所に付託された勧告的意見の要請」と名付けられた。

本件裁判手続の経緯

6. 2013年3月28日付の書簡で、裁判所書記は、SRFC事務局長に対し、本件要請が2013年3月28日に裁判所書記局に提出され、第21号事件として総件名簿に記載されたことを、通知した。同じ書簡で、書記は、ITLOS規則131条に基づき、SRFC事務局長に対し、本件要請に記された質問を明らかにすることができるすべての書類を送付するよう、要請した。この書簡において、書記は、SRFC事務局長に対し、本件要請で言及されている書類を当裁判所に提出するよう要請した。

7. 2013年4月4日付の書簡で、裁判所書記は、1997年12月18日の国連-海洋法裁判所協力関係協定に基づき、国連事務総長に対し本件要請を通知した。

8. 2013年4月8日付の口上書で、裁判所書記は、ITLOS規則133条1項に基づき、すべての国連海洋法条約締約国に、本件要請を通知した。

9. 2013年4月9日付の書簡で、SRFC事務局長は、本件要請の証拠となる書類を当裁判所に送付した。2013年4月18日付の書簡と5月23日付の書簡で、SRFC事務局長は、追加の書類を提出した。これらの文書はすべて、当裁判所のウェブサイトに掲載された。

10. 2013年5月24日付の命令で、当裁判所は、ITLOS規則133条2項に基づき、「SRFC及びこの命令の附属書に記載された政府間国際機構は、本件勧告的意見のために当裁判所に付託された質問に関する情報を提供することができる」ことを、決定した。そのため、当裁判所は、ITLOS規則133条3項に基づき、海洋法条約締約国、SRFC及び上述の政府間国際機構に対し本件質問に関する陳述書を提出するよう要請し、また、陳述書を当裁判所に提出する期限を2013年11月29日に定めた。

11. この命令において、当裁判所は、ITLOS規則133条4項に基づき、口頭手続を行うことを決定した。この命令は、国連海洋法条約締約国、SRFC及び命令附属書に記載された政府間国際機構に、通知された。

12. 2013年11月28日、裁判所書記局は、国連海洋法条約（以下「海洋法条約」または「条約」とする。）の締約国でないアメリカ合衆国から意見書を受理した。

13. 2013年11月29日付の裁判所書記宛の書簡で、世界自然保護基金(WWF)が、法廷助言者 (*amici curiae*) として本件裁判手続に関して意見書を提出するための許可を求めた。その意見書の写しが、この書簡に添付された。

14. 2013年12月3日付の書簡で、裁判所書記は、海洋法条約締約国、SRFC及び陳述書を提出した政府間国際機構に対しアメリカ合衆国から意見書が提出されたことを通知し、また、これらの国及び機構に対し、この意見書が当裁判所ウェブサイトの本件関連文書の別の箇所に掲載されること及びこの意見書の地位について当裁判所が後日検討することを、通知した。これと同じ通知を、2013年12月4日付の書記の書簡で、アメリカ合衆国に送付した。

15. 2013年12月3日付の前記書簡で、海洋法条約締約国、SRFC及び陳述書を提出した政府間国際機構に対し、WWFから意見書の提出があったことを通知した。当裁判所長の要請に従い、裁判所書記は、2013年12月4日付の書簡で、

WWFに対し、この意見書はITLOS規則133条に基づき提出されたものでないため本件の文書ファイルに含めないこと、ただし、この意見書は海洋法条約締約国、SRFC及び陳述書を提出した政府間国際機構に送付され当裁判所ウェブサイトの本件関連文書の別の箇所に掲載されることを、通知した。

16. 2013年12月3日付の命令で、裁判所長は、裁判所に付託された要請を考慮してまたITLOS規則133条3項に基づき、陳述書の提出期限を2013年12月19日に延期した。この命令は、締約国、SRFC及び2013年5月24日の命令の附属書に記載された政府間国際機構に通知された。

17. 裁判所長が定めた提出期限までに、22の締約国から陳述書が提出された。その22カ国は、サウジアラビア、ドイツ、ニュージーランド、中国、ソマリア、アイルランド、ミクロネシア連邦、オーストラリア、日本、ポルトガル、チリ、アルゼンチン、英国、タイ、オランダ、欧州連合、キューバ、フランス、スペイン、モンテネグロ、スイス及びスリランカ、である。この提出期限までに、SRFCと6の国際機構から陳述書が提出された。その6の国際機構は、フォーラム漁業機関（Forum Fisheries Agency）、国際自然保護連合（IUCN）、カリブ地域漁業機構（Caribbean Regional Fisheries Mechanism）、国際連合、国連食糧農業機関（FAO）及び中米漁業養殖機構（Central American Fisheries and Aquaculture Organization）、である。

18. 2013年12月3日付の書簡で、裁判所書記は、ITLOS規則133条3項に基づき、海洋法条約締約国、SRFC及び陳述書を提出した政府間国際機構に、陳述書の写しを送付した。

19. ITLOS規則134条に基づき、裁判所に提出された陳述書が裁判所のウェブサイト上で公開された。

20. 2013年12月20日付の命令で、裁判所長は、ITLOS規則133条3項に基づき、条約締約国、SRFC及び陳述書を提出した政府間国際機構は、これまでに提出された陳述書及び意見書について追加の陳述書を提出することができることを決定し、また、その追加の陳述書を裁判所に提出する期限を2014年3月14日とした。この命令は、条約締約国、SRFC及び陳述書を提出した政府間国際機構

に、通知された。

21. この提出期限までに、追加の陳述書が5の締約国から提出された。その5カ国は、欧州連合、オランダ、ニュージーランド、タイ及び英国、である。この提出期限までに、追加の陳述書がSRFCからも提出された。

22. 2014年3月20日付の書簡で、裁判所書記は、ITLOS規則133条3項に基づき、これらの追加の陳述書の写しを、締約国、SRFC及び陳述書を提出した政府間国際機構に送付した。また、ITLOS規則134条に基づき、これらの陳述書が裁判所のウェブサイトで公開された。

23. 2014年3月14日付の書簡で、WWFは、裁判所に対し、法廷助言者として本件裁判手続に関して更に意見書を提出するための許可を求めた。この意見書の写しが、この書簡に添付された。2014年3月20日付の書簡で、裁判所書記は、裁判所長の要請に従い、WWFに対し、この意見書はITLOS規則133条に基づき提出されたものではないため本件の文書ファイルに含めないが、この意見書は海洋法条約締約国、SRFC及び陳述書を提出した政府間国際機構に通知され、裁判所ウェブサイトの本件関連文書の別の箇所に掲載されることを、通知した。裁判所書記は、別の書簡で、この通知を、締約国、SRFC及び陳述書を提出した政府間国際機構に送付した。

24. 2014年4月1日、裁判所は、アメリカ合衆国が提出した意見書は事件ファイルの一部であるとみなし裁判所のウェブサイトに掲載すべきである、ただし、本件関連文書とは別の「1995年国連公海漁業協定の締約国」と題する箇所に掲載することを、決定した。裁判所書記は、この決定を、2014年4月2日付の書簡でアメリカ合衆国に通知し、また2014年4月7日付の書簡で締約国、SRFC及び陳述書を提出した政府間国際機構に通知した。

25. 2014年4月14日付の命令で、裁判所長は、ITLOS規則133条4項に基づき、口頭手続の開始日を2014年9月2日と定め、また、締約国、SRFC及び2013年5月24日の裁判所命令の附属書に記載された政府間国際機構に対し、口頭手続に参加するよう要請した。この命令で、これらの締約国、SRFC及び2013年5月24日の裁判所命令の附属書に記載された政府間国際機構は、法廷で口頭陳述

を行う意思を有するかどうかを2014年8月5日までに裁判所書記に示すことも、要請された。この命令は、締約国、SRFC及び2013年5月24日の命令の附属書に記載された政府間国際機構に通知された。

26. 上記の期限までに、10の締約国が口頭手続に参加する意思を表明した。その10カ国は、アルゼンチン、オーストラリア、チリ、欧州連合、ドイツ、ミクロネシア連邦、ニュージーランド、スペイン、タイ及び英国、である。これと同じ期限までに、SRFC、カリブ地域漁業機構及びIUCNも、口頭手続に参加する意思を表明した。

27. 2014年6月23日付の裁判所書記宛の書簡で、WWFが、本件口頭手続において法廷助言者として陳述を行いたいとする要請を裁判所に送付した。2014年6月24日付の書簡で、裁判所書記は、WWFに対し、裁判所長が、ITLOS規則133条及び138条に照らして同団体に本件手続への参加者の地位を与えることはできないと決定したことを、通知した。

28. 裁判所は、口頭手続の開始に先立ち、2014年8月29日と9月1日に冒頭評議を行った。

29. 裁判所は、2014年9月2日、3日、4日及び5日に開かれた4回の公開廷において、次の順で口頭陳述を聴取した。

SRFC：(訳者注：弁論者名略、以下同じ)

ドイツ

アルゼンチン

オーストラリア

チリ

スペイン

ミクロネシア連邦

ニュージーランド

英国

タイ

欧州連合

カリブ地域漁業機構

IUCN

30. この弁論は、ウェブキャストとしてインターネットで公開された。
31. 2014年9月2日の弁論において、ITLOS規則76条3項に基づき、SRFCに対し、Cot裁判官、Pawlak裁判官及びGao裁判官から質問が出された。その後、2014年9月2日付の書簡で、裁判所書記がこれらの質問をSRFCに対し書面で通知した。
32. 2014年9月5日付の書簡で、SRFCは、裁判官から出された質問に対し、書面による回答を送付した。これらの回答は、裁判所のウェブサイトに掲載された。
33. 2014年9月9日付の書簡で、裁判所書記は、締約国と口頭手続に参加した政府間国際機構に対し、2014年9月16日までに、SRFCの書面による回答に関する意見を提出するよう、要請した。2014年9月19日付の書簡で、裁判所書記は、口頭手続の参加者にこれらの意見を送付した。
34. 2014年9月4日に開かれた法廷において、欧州連合は、「裁判所が希望するなら」、「非協力的な第三国に関する具体的な措置の状況」に関する最新情報と「この事項に関するEUの決定の写し」を、いつでも提供することができる、と述べた。2014年10月20日の書簡(2014年10月21日に裁判所書記局が受領)で、欧州連合は、追加の文書を送付した。この書簡において、欧州連合は、これらの文書は「[2014年] 9月4日の弁論で欧州連合のために述べられたように、裁判所に最新の情報を通知するために」提出されたと述べている。2014年10月23日付の書簡で、裁判所書記は、締約国、SRFC及び口頭手続に参加した政府間国際機構に対し、2014年11月3日までにこれらの文書に関する意見を提出するよう要請した。
35. 2014年11月3日付の電子的通信において、SRFCは、欧州連合が提出した追加文書に関する意見の提出期限を延長するよう要請した。2014年11月4日付の書簡で、裁判所書記は、SRFCに対し、裁判所長が2014年11月5日に提出期限を延長したことを、通知した。そのため、締約国と口頭手続に参加した政府

問国際機構にこのことが通知された。SRFCは、2014年11月6日付の書簡でこの追加文書に関する意見を提出した。その提出は、裁判所長の判断で受理された。2014年11月11日付の書簡で、裁判所書記は、これらの意見を、口頭手続の参加者に送付した。2014年11月13日付の書簡で、裁判所書記は、裁判所長の要請に従い、SRFCに対し、2014年11月6日付の書簡に記載されている意見は2013年3月28日にSRFCが付託した本件要請に係る限度で裁判所が考慮することを、通知した。

36. 柳井裁判所長の所長としての任期は2014年9月30日に終了するが、ITLOS規則16条2項に従い、本件事件においてはこの裁判が終結するまでの間引き続き柳井所長が裁判所を指揮する。Nelson裁判官とTürk裁判官の任期は2014年9月30日に終了するが、両裁判官はITLOS規則68条が規定する会合に参加しており、ITLOS規則17条に基づき、本件事件においてはこの裁判が終結するまでの間両裁判官は引き続き裁判官の職にある。

II. 管轄権

37. 裁判所は、まず、裁判所がSRFCが要請した勧告的意見を与える管轄権を有するかどうかを検討する。

38. 裁判所は、裁判所が勧告的意見を与える管轄権に関するITLOS規程16条と21条及びITLOS規則138条の規定に、目を向きたい。ITLOS規程16条は、次の規定である。

「裁判所は、その任務を遂行するために規則を定める。裁判所は、特に、手続規則を定める。」

ITLOS規程21条は、次の規定である。

「裁判所の管轄権は、この条約に従って裁判所に付託されるすべての紛争及びこの条約に従って裁判所に対して行われるすべての申立て並びに裁判所に管轄権を与える他の取決めに特定されているすべての事項に及ぶ。」

ITLOS規則138条は、次の規定である。

「1 裁判所は、条約の目的に関係のある国際協定が法律問題に関する裁判所への勧告的意見の要請について明示的に定めている場合には、当該意見を与えることができる。

2 勧告的意見の要請は、前項の定める国際協定によって又は同協定に従って要請することを許可される団体が、裁判所に提出する。

3 裁判所は、第130条から第137条までの規定を準用する。」

39. 本件裁判の参加者は、本件要請を審理する管轄権を支持する者もあれば、裁判所は本件要請を審理する権限がないと主張する者もあった。裁判所は、これらの主張を検討することとする。

40. 勧告的意見に関する裁判所の管轄権 (advisory jurisdiction) (以下、「勧告的管轄権」とする。) を否定する立場は、以下に掲げるような様々な理由を挙げた。すなわち、海洋法条約は裁判所の全員法廷が勧告的意見を与えることについて、明示的にも黙示的にも言及しておらず、もし裁判所が勧告的管轄権を行使することができるすると、裁判所は海洋法条約に基づく権限を逸脱して行動することになる、という。

41. また、裁判所は、本来は有していない勧告的管轄権を自身に付与するという、独立した権威の源として行動するような黙示的権限を有しているわけではない、と主張する。

42. 更にまた、ITLOS規則138条は、勧告的意見を与える管轄権を行使するための根拠とはなりえない、なぜなら、ITLOS規則は手続規定であるから海洋法条約の条文に「優位することはない」からである、とも主張された。

43. この立場は、ITLOS規程21条は、海洋法条約（特に288条）で詳しく定められている争訟事件に関する裁判所の管轄権 (contentious jurisdiction) (以下、「争訟管轄権」とする。) を簡潔にまとめたものである、したがって、ITLOS規程21条は海洋法条約288条2項に合致して解釈されなくてはならない、という。この288条2項は、次のように規定する。

「前条に規定する裁判所は、また、この条約の目的に関係のある国際協定の解釈又は適用に関する紛争であって当該協定に従って付託されるものについて管轄

権を有する。』

44. この288条は、「紛争の解決」を扱う海洋法条約第15部に置かれており、明白かつ明確な表現で裁判所の争訟管轄権について規定しており、ITLOS規程21条も同様である、という。

45. もし、海洋法条約の交渉に関わった諸国が裁判所に勧告的管轄権を与えるつもりであるなら、条約にそれを記す条文が置かれるはずであるが、そうになっていない、とも主張する。

46. ITLOS規程21条の「事項」という文言、つまり「裁判所に管轄権を与える他の取決めに特定されているすべての事項」の文言は、争訟事件を指している。このことは、国際司法裁判所（ICJ）規程36条1項と常設国際司法裁判所（PCIJ）36条で同じ文言が用いられていることから理解できる、とも主張する。

47. 最後に、この立場は、本件要請はITLOS規則138条が定める本質的条件を満たしていないと主張する。

48. 他方、裁判所の勧告的管轄権を支持する立場は、次のような様々な理由を示した。すなわち、ITLOS規程21条それ自体が、関連の国際協定が明示的に定めている場合には、裁判所の全員法廷が勧告的意見の要請を受け入れる権限の十分な法的根拠となる、また、「すべての事項」の文言は勧告的意見の要請を含めないと考える理由がない。更にまた、「すべての事項」の表現は「すべての紛争」という意味で解さなくてはならないという考えと、裁判所の管轄権は海洋法条約288条2項により制限されるとする考えは、受け入れることができない。条約288条はITLOS規程（特に21条）により補完される。

49. この立場は、ITLOS規程21条の目的は、裁判所を活力ある組織として形作ることであり、また、諸国が裁判所に管轄権を与える二国間協定・多数国間協定を締結する選択肢を明確な形で用意することである、とも述べる。

50. この立場は更に、ITLOS規則138条は、新しい型の管轄権を創設してはならず、単に、裁判所が管轄権を行使するために定めた前提条件を明記したにすぎない、とも指摘する。

51. 最後に、この立場は、もし海洋法条約の起草者がITLOS規程21条に基づく裁判所の管轄権を争訟事件に限定する意図を有していたとすると、「裁判所に管轄権を与える」ではなく、「裁判所に争訟管轄権を与える」という表現を用いたはずであるが、実際には21条は前者の文言を採用した、と主張する。

52. さて、裁判所は、まず始めに、海洋法条約附属書ⅥのITLOS規程と海洋法条約の関係を明らかにしておきたい。条約318条が定めるように、附属書は、「この条約の不可分の一部を成すもの」である。ITLOS規程1条1項が規定するように、「国際海洋法裁判所は、この条約及びこの規程によって組織され、かつ、任務を遂行する。」。これらのことから、ITLOS規程は海洋法条約と同一の地位を有する。したがって、規程21条は条約288条の下位に置かれると考えるべきでない。21条はそれ自体の地位を有するものであり、条約288条に服従すると解すべきではない。

53. 海洋法条約もITLOS規程も、裁判所の勧告的管轄権についてははっきりとは規定していない。裁判所の勧告的管轄権を否定する立場は、これを肯定する立場と同じく、その議論を規程21条に集中させている。

54. 規程21条(前述38項に再録)は、裁判所の「管轄権」を定めている。この条文は、裁判所の管轄権は3つの要素を含むとしている。すなわち、(i)海洋法条約に従って裁判所に付託されるすべての「紛争」、(ii)海洋法条約に従って裁判所に対して行われるすべての「申立て」、及び(iii)裁判所に管轄権を与える他の取決めに特定されているすべての「事項(matters)」(フランス語では“toutes les fois que cela”)、である。

55. 規程21条の「紛争」の語が、裁判所の争訟管轄権を指していることは明らかである。同じく、「申立て」の語は、海洋法条約に従って裁判所に付託される争訟事件における申立てを指している。このことは、規程23条から明らかである。23条は次のように定める。「裁判所は、すべての紛争及び申立てにつき条約第293条の規定によって決定する。」。293条は、「紛争の解決」を扱う海洋法条約第15部に置かれている。また、「船舶及び乗組員の速やかな釈放」に関する292条と第15部の「先決的手続」に関する294条が、「申立て」について規

定していることも、指摘することができよう。

56. 様々に解釈されているのが、この第3の要素である。すべての「事項 (matters)」（フランス語では“toutes les fois que cela”）は、「紛争 (dispute)」のみを対象としているとは解釈すべきでない。もしITLOS規程21条が紛争のみを対象としているのであれば、この条文は単純に「紛争」の語を用いていたはずである。したがって、この語は、「紛争」以外の何かを含むことになる。その何かには、「裁判所に管轄権を与える他の取決め」に特定されているときは、勧告的意見が含まれなくてはならない。

57. すべての「事項」はPCIJ規程とICJ規程におけるこの語と同じ意味であるという見解は、支持できない。当裁判所は、MOX工場事件判決で、次のように判示した。

「異なる条約における同文の条文あるいは類似した条文に条約解釈に関する国際法規則を適用しても、様々な要素、特にそれぞれの条文の文脈、趣旨及び目的、条約当事国による後からの実行及び準備作業を考慮すると、同一の結果になるとは限らない。」

(2001年12月3日MOX工場事件（アイルランド対英国）暫定措置, *ITLOS Reports 2001*, p. 95, at p. 106, para. 51)

58. 当裁判所は、「裁判所に管轄権を与える他の取決め」に特定されているすべての事項」の文言それ自体は裁判所の勧告的管轄権を設けていないことを、明らかにしておきたい。ITLOS規程21条の規定から考えると、裁判所に勧告的管轄権を与えるのは「他の取決め」である。「他の取決め」が裁判所に勧告的管轄権を与えている場合に、裁判所はこの「他の取決め」が特定する「すべての事項」に関して勧告的管轄権を行使する権限が与えられる。ITLOS規程21条と裁判所に管轄権を与える「その他の取決め」が相互に連携して、裁判所の勧告的管轄権の実質的な法的根拠を構成するのである。

59. ITLOS規則138条が裁判所の勧告的管轄権を設けるとか、138条は手続規定であるから裁判所の勧告的管轄権の根拠を構成し得ないという主張は、誤りである。138条は裁判所の勧告的管轄権を設けない。この条文は、裁判所が勧

告の管轄権を行使するに先立ち、満たされなくてはならない前提条件を定めているに過ぎない。

60. その前提条件とは、次の3つである。すなわち、海洋法条約の目的に関係のある国際協定が勧告的意見要請の当裁判所への付託を明示的に定めていること、この要請が、その国際協定によってあるいはこれに従って要請することを許可される団体により裁判所に提出されること、そして、勧告的意見が与えられるのが「法律問題」についてであること、である。

61. 本件において、ITLOS規則138条が明記する前提条件は、満たされている。

62. 当裁判所は、本件において、SRFC加盟国の管轄下の海域にある海洋資源の漁獲及び開発のための最低条件の決定に関する条約（以下、「2012年MCA条約」または単に「MCA条約」とする。）が7ヵ国により締結された国際的合意であることに、留意する。この条約の33条は次のように規定する。「SRFC閣僚会議は、事務局長に対し、国際海洋法裁判所に特定の法律問題について勧告的意見を要請する権限を与えることができる」。SRFC閣僚会議は、第14回臨時会期で、MCA条約33条に基づきSFRC事務局長に対し、当裁判所に勧告的意見を要請する権限を与える決議を採択した。その決議文は、2013年3月27日付のSFRC事務局長書簡で、当裁判所に送付された。この書簡は、2013年3月28日に裁判所書記局が受領した。

63. 2012年MCA条約の目的は、その前文に記されているように、この条約、「特に、漁業分野における地域的及び小地域的な協力協定及び関連する他の国際条約の署名を要請する規定」を実施すること、及び、その加盟国の政策と法が「現在及び将来の世代の利益のために、各加盟国の管轄下の海域にある漁業資源をより適切に開発するという目的に一層効果的に調和させる」ことを確保すること、である。このように、MCA条約は、海洋法条約の目的と密接な関係がある。

64. 第二の論点は、裁判所に求められた質問が、性質上法的なものであるかどうかである。裁判所に付託された質問は、次のものである。

「1. 不法・無報告・無規制（IUU）漁業活動が第三国の排他的経済水域において行われる場合に、その旗国の義務は何か。

2. 自国を旗国とする船舶が行うIUU漁業活動について、旗国はどの程度責任を負うとされるのか。
 3. 旗国または国際機構との間で締結した国際協定の枠内で船舶に操業許可が与えられた場合、その旗国または国際機構は当該船舶による沿岸国漁業法の違反について責任があるとされるのか。
 4. 共有資源及び共通の利益を有する資源（特に小さな外洋種とマグロ）の持続的管理を確保するにあたり、沿岸国の権利と義務は何か。」
65. これらの質問は、法の観点から構成されている。当裁判所に対しては、これらの質問に回答するために、国連海洋法条約と2012年MCA条約の関連条文を解釈すること及び他の国際法の関連規則を明確にすることが、求められる。当裁判所の海底紛争裁判部（以下、「海底紛争裁判部」とする。）がその勧告的意見で、次のように述べている。

「当裁判部に付託された質問は、国連海洋法条約の条文の解釈に関係しており、また、一般国際法の問題を提起している。当裁判部は、国際司法裁判所（ICJ）が「『法の観点で構成され国際法の問題を提起する』質問は、その性質から、法に基づく回答を行うことができる」（2010年7月22日のコソヴォ独立宣言事件勧告的意見25項；西サハラ事件勧告的意見、*ICJ Reports 1975*, p. 12, para. 15）と述べたことを、想起する。」

（2011年2月1日深海底活動責任事件勧告的意見、*ITLOS Reports 2011*, p. 10, at p. 25, para. 39）

66. これらの理由から、当裁判所は、SRFCが付託した質問は法的な性質を有すると考える。
67. 次の問題は、勧告的意見はいかなる事項に及ぶのか、である。ITLOS規程21条は、勧告的管轄権は「裁判所に管轄権を与える他の取決めに特定されているすべての事項」に及ぶと定める。したがって、当裁判所が、SRFCが示した質問が2012年MCA条約の枠組みに該当するかどうかを評価することが必要である。
68. これらの質問は、MCA条約の範囲に該当する活動に関係するものである。

これらの質問は、必ずしも、MCA条約の特定の条文の解釈または適用に限定されていない。もしこれらの質問が、MCA条約の趣旨及び目的との間に、——ICJの言葉を借りるなら——「充分な関係」(1996年核兵器使用合法性事件ICJ勧告的意見(WHO諮問), *ICJ Reports 1996*, p. 66, at p. 77, para. 22を見よ)を有するのなら、それで足りる。ここにおいては、ITLOS規程21条の「他の取決めに特定されているすべての事項」という文言を制限的に解釈すべき理由はない。

69. これらの理由により、当裁判所は、SRFCが裁判所に付託した本件要請を審理する管轄権を有すると、判断する。なお、後述するように、本件事件における当裁判所の管轄権は、SRFC加盟国の排他的経済水域に限定される。

Ⅲ. 裁量的権限

70. 次に、当裁判所は、本件において勧告的意見を与える裁量的権限の問題に目を向ける。

71. ITLOS規則138条は「裁判所は、……勧告的意見……を与えることができる。」と規定していることから、たとえ管轄権の条件が満たされた場合であっても、裁判所は勧告的意見を与えることを拒否する裁量的権限を有すると解釈すべきであろう。勧告的意見の要請は、「決定的理由 (compelling reason)」がある場合の例外を除き原則として拒否すべきでないということは、十分に確立している(1996年核兵器使用合法性事件ICJ勧告的意見(国連総会諮問), *ICJ Reports 1996*, p. 226, at p. 235, para. 14を見よ)。問題は、本件において、当裁判所がSRFCの要請による勧告的意見を与えるべきでないとする決定的理由があるかどうかである。

72. SRFCが付託した質問は、法的ではあっても曖昧であり一般的で不明瞭なものである、という意見があった。当裁判所の見解では、これらの質問は裁判所が勧告的意見を与えるに十分に明瞭である。また、勧告的意見は、「抽象的であるかどうかに関わらず、すべての法律問題に関して」与えることができる

ということが、十分に確立している（1948年国連加盟承認事件ICJ勧告的意見、*ICJ Reports 1947-1948*, p. 57, at p. 61を見よ）。

73. 更にまた、SRFCが提出した4つの質問は法律問題として装われているが、SRFCが真に求めていることは、現行法はなくあるべき法についての回答であり、これは司法機関としての当裁判所の任務ではない、という主張もあった。

74. 当裁判所は、SRFCが本件要請を付託するにあたり当裁判所に立法的役割を求めているとは、考えない。当裁判所はまた、司法的任務の範囲外の問題について意見を示すことはない、と、はっきりと述べておきたい。

75. 本件において、当裁判所は、SRFC非加盟国である第三国の権利義務に関してその同意なく意見を示すべきでない、という意見もあった。他方、本件勧告的意見要請は、背景に紛争を抱えているわけではなく、国の同意の問題は本件勧告的手続において生じない、という指摘もあった。

76. 当裁判所は、勧告的手続において、SRFCの非加盟国の同意は関係ないということを、明確にしておく（1950年平和条約事件（第一段階）ICJ勧告的意見、*ICJ Reports 1950*, p. 64, at. 71を見よ）。本件勧告的意見は、それ自体は拘束力を持たないし、「自国がとるべき行動を明確にするため」（同ICJ勧告的意見 p. 71）に勧告的意見を必要としたSRFCに対してのみ与えられるものである。つまり、SRFCが要請を行った目的は、自身の行動に関して指針を得るためである。

77. 当裁判部は、これらの質問に回答を与えることにより、当裁判部がSRFCの活動の遂行を援助し海洋法条約の実施に貢献することに、留意する（前記深海海底活動責任事件勧告的意見、*ITLOS Reports 2011*, p. 10, at p. 24, para. 30を見よ）。

78. ここで述べたことを考慮し、当裁判所は、勧告的意見を与えないとする裁量的権限を行使する決定的理由はない、と判断する。

79. 以上のことから、当裁判所は、SRFCが要請した勧告的意見を与えることが適当であると考えている。

IV. 適用のある法

80. 当裁判所は、ここで、裁判所の勧告的管轄権に関して適用のある法を示すこととする。当裁判所はすでにITLOS規則138条3項に注意を向けたが、この条文は、当裁判所が勧告的意見に関する任務を遂行するにあたり、「裁判所は、第130条から第137条までの規定を準用する。」と定める。これらの条文は、海底紛争裁判部が勧告的意見に関する任務を遂行するにあたって同裁判部に適用される規則を定めるものである。

81. ITLOS規則130条1項は、次のように規定する。

「海底紛争裁判部は、勧告的意見に関する任務の遂行に当たって、この節の規定を適用し及び、適用可能と認める範囲内で、争訟事件に適用のある規程及びこの規則の規定を指針とする。」

82. 当裁判所は、また、この点に関してITLOS規程23条も参照することとする。この条文は、「裁判所は、すべての紛争及び申立てにつき条約第293条の規定によって決定する。」と規定する。

83. 海洋法条約293条は、次の規定である。

「第293条 適用のある法

1 この節の規定に基づいて管轄権を有する裁判所は、この条約及びこの条約に反しない国際法の他の規則を適用する。

2 1の規定は、紛争当事者が合意する場合には、この節の規定に基づいて管轄権を有する裁判所が衡平及び善に基づいて裁判する権限を害するものではない。」

84. したがって、当裁判所は、海洋法条約、2012年MCA条約及び、海洋法条約に反しない国際法の他の規則が、本件において適用のある法を構成すると結論づける。

V. 質問1について

85. 裁判所に付託された第一の質問は、次の内容である。

「不法・無報告・無規制（IUU）漁業活動が第三国の排他的経済水域において行われる場合に、その旗国の義務は何か。」

86. 旗国の義務を論じるに先立ち、当裁判所は、前提となるいくつかの問題を検討しておきたい。これらの問題とは、質問1の適用範囲、「第三国の排他的経済水域において行われる〔IUU〕漁業活動」の意味、IUU漁業の定義、及び排他的経済水域内の生物資源の保存と管理の問題、である。

87. 2012年MCA条約の1条2項と2条11項によると、MCA条約は「SRFC加盟国の管轄の下にある海域に適用される」。したがって、当裁判所は、第一の質問は地理的な範囲についてはSRFC加盟国の排他的経済水域にのみ関係しており、「第三国の排他的経済水域において行われる〔IUU〕漁業活動」の表現はSRFC加盟国の排他的経済水域において行われるIUU漁業活動を意味する、と考える。

88. MCA条約2条9項は、「非加盟国又は第三国である条約当事国に属する漁船」を、「SRFC加盟国でない国の旗の下で活動を行う漁船」と定義している。したがって、第一の質問にある「旗国」の語は、SRFCの非加盟国を指す。MCA条約は、SRFC非加盟国に属する漁船によるSRFC加盟国の排他的経済水域における漁業資源の漁獲に関する事項を、扱っているためである。

89. 以上のことから、当裁判所は、第一の質問は、MCA条約の当事国でない国を旗国とする船舶がSRFC加盟国の排他的経済水域においてIUU漁業を行う場合の、その旗国の義務にのみ関係する、と結論づける。

90. IUU漁業の観念について、MCA条約は2条4項で定義している、この条文は次の規定である。

「4. 不法・無報告・無規制漁業（IUU漁業）

4.1 『不法漁業』とは、次のいずれかに該当する漁業活動をいう。

・国の管轄の下にある水域において、その国の許可を得ず又はその国の法令

に違反して、その国の船舶又は外国の船舶が行うもの

- ・ 関連する地域的漁業管理機構の当事国である国を旗国とする船舶が行うものであって、当該機構及び当該当事国がとる保存措置及び管理措置に違反し又は適用のある国際法の関連規定に違反して行われるもの
- ・ 国内法又は国際義務（関連する地域的漁業管理機構に協力する国が作成するものを含む。）に違反して行われるもの

4.2 『無報告漁業』とは、次のいずれかに該当する漁業活動をいう。

- ・ 関連する国内当局に対して報告がなされない又は内容に誤りのある報告がなされた漁業活動であって、国内法令に違反して行われるもの
- ・ 関連する地域的漁業管理機構の権限が及ぶ海域で行われる漁業活動であって、当該機構の報告手続に違反して、報告がなされない又は内容に誤りのある報告がなされたもの

4.3 『無規制漁業』とは、次のいずれかに該当する漁業活動をいう。

- ・ 関連する地域的漁業管理機構の権限が及ぶ海域で行われる漁業活動であって、当該機構の保存措置及び管理措置に合致しない又はこれに違反する方法で、無国籍船、当該機構の非加盟国を旗国とする船舶又はいずれかの漁業団体が行うもの
- ・ 保存措置又は管理措置が適用されない海域において行われ又はそのような措置の適用がない漁業資源について行われる漁業活動であって、その漁業活動が国際法における海洋生物資源の保存についての国の責任に反する方法で行われるもの

91. 本件要請に添付された2012年MCA条約の「概要説明書（Technical Note）」によると、1993年IHMCA条約を改正するにあたり、SRFC加盟国は、2001年にFAOが採択したIUU漁業の防止、抑制及び廃絶のための国際行動計画（以下、「IUU漁業国際行動計画」とする。）と、2009年のIUU漁業の防止、抑制及び廃絶のための寄港国措置に関する協定（以下、「IUU漁業寄港国協定」とする。）を、特別の指針とした。

92. 当裁判所は、新MCA条約（2012年6月8日署名、2012年9月16日発効）

2条4項が、2001年IUU漁業国際行動計画3項のIUU漁業の定義と同一の定義を再録していることに、留意する。このIUU漁業国際行動計画は、1995年の責任ある漁業のためのFAO行動綱領の枠組みで作成された任意のものではあるが、この行動綱領2条(d)に定められているように、このIUU漁業の定義はその後の2009年IUU漁業寄港国協定1条(e)に取り入れられ再確認されていることに、留意すべきである。この定義はまた、いくつかの地域的漁業管理機構(RFMO)の意思決定、国内法及び欧州連合法にも、取り入れられている。

93. 2012年MCA条約31条1項はこの条文に列挙する違反行為を「加盟国の国内法における違反行為とする」と規定するが、IUU漁業はその違反行為の1つを構成する。MCA条約はまた、25条1条で、「加盟国は、不法、無報告及び無規制漁業を防止し、抑制し及び廃絶するための必要なすべての措置をとることを約束する」ことを義務づけている。

94. MCA条約の上記の条文から、その2条4項で定義されるIUU漁業は、この条約の違反を構成するだけではなく、SRFC加盟国の国内法の違反をも構成することになる。

95. このように、MCA条約2条4項で規定されるIUU漁業の定義は、MCA条約が適用される海域においてSRFC非加盟国である旗国が負うべき義務を検討するにあたり、重要な役割を果たしている。上述のように、この海域には、SRFC加盟国の排他的経済水域が含まれる。

96. MCA条約2条4.3項が定める「無規制漁業」について、当裁判所は、MCA条約に基づき、沿岸国が自国の排他的経済水域におけるすべての生物資源について保存措置と管理措置をとることは義務的であることを、指摘したい。海洋法条約61条2項は、沿岸国は、「排他的経済水域における生物資源の維持が過度の開発によって脅かされないことを適当な保存措置及び管理措置を通じて確保する」ことを、義務づけている。

97. MCA条約9条は、「漁船に漁獲を許可するにあたり、加盟国は、管理及び保存にかかる自国の措置及び政策を考慮する。」と規定している。MCA条約9条の規定から、すべてのSRFC加盟国は、漁業資源について管理及び保存にか

かる自国の措置及び政策を実行しておかなくてはならないことになる。MCA条約2条5項の規定によると、保存措置及び管理措置とは、「海洋生物資源を保存し及び管理するための措置であって、関連する国際法規則（この条約に定められているものを含む。）に合致する方法で講じられ及び実施されるもの」をいう。

98. MCA条約のこれらの条文に照らすと、2014年バージニアG号事件ITLOS判決の結論を強調することが、適当であろう。この事件は、沿岸国が、海洋法条約に基づき、自国の排他的経済水域における生物資源を保存し管理するため、その主権的権利を行使して規制することができる活動に関する事件であった。当裁判所は、次のように述べた。

「海洋法条約56条の『保存』と『管理』の語は、沿岸国の権利が厳密な意味での保存以外にも及ぶことを、示している。保存と管理が様々な事項を対象としていることは、海洋法条約61条により支持される。この条文は、その見出しが示しているように保存の問題を扱っているが、これに対し条約62条は保存と管理の両方を扱っている。

当裁判所は、沿岸国が排他的経済水域の生物資源の探査、開発、保存及び管理を行う主権的権利を行使するに当たって、その沿岸国は、海洋法条約に基づき、自国の排他的経済水域に外国漁船の漁獲についての条件を定める法令を制定する権限を有する（海洋法条約56条1項及び62条4項）。条約62条4項において、そのために制定された法令は、海洋法条約に合致しなくてはならないし、特にこの条文に記された事項に関係することができる。当裁判所は、条約62条4項に記された事項の一覧が、沿岸国がとることができる様々な措置を対象としていることに、留意する。これらの措置を、管理ということができよう。また当裁判所は、条約62条4項の文言がこの一覧が網羅的ではないことを示していることにも、留意する。」

（2014年4月14日バージニアG号事件（パナマ／ギニアビサウ）ITLOS判決、212-213項）

99. 前項で触れた沿岸国の排他的経済水域にある生物資源への外国漁船の漁獲

の主題について、MCA条約3条1項は、SRFC加盟国は、非加盟国に属する漁船に対し、「協定その他の取極により」その管轄の下にある海域における漁獲可能量の余剰分の漁獲を認める、と明記している。なお、MCA条約2条6項は、「漁船 (fishing vessel)」の定義について、「漁業のために又は漁業目的のために用いられるすべての船舶をいい、補給船、商船及び漁業活動に直接に参加するその他の船舶を含む。」と規定し、また、同条8項は、「補給船 (support vessel)」の定義について「漁業活動を行う船舶のために燃料及び食糧を輸送する船舶」と規定する。

100. 前記バージニアG号事件判決で、当裁判所は次のように結論づけた。「海洋法条約62条4項に掲げられた一覧から明らかなように、沿岸国が規制を行うことができる活動は、漁業と直接に関係しているものに限られる。」(2014年4月14日ITLOS判決215項)。

101. ここで、当裁判所は、排他的経済水域における生物資源の保存と管理の問題を、この海域で行われるIUU漁業の悪影響の観点から、取り上げることとする。

102. 海洋法条約の目的の1つは、その前文で規定されているように、特に「海洋資源の衡平かつ効果的な利用、海洋生物資源の保存並びに海洋環境の研究、保護及び保全を促進するような海洋の法的秩序」を確立することである。したがって、沿岸国が自国の排他的経済水域において生物資源を保存し及び海洋環境を保護し保全するために海洋法条約の条文に従って制定する法令は、海洋法条約が確立する海洋の法的秩序の一部を構成するのであり、そのため、排他的経済水域において漁業活動を行う船舶の旗国はその法令を遵守しなくてはならないのである。

103. 海洋法条約55条は、排他的経済水域とは、領海に接続する水域であって、条約第5部に定める特別の法制度によるものをいい、「この法制度の下において、沿岸国の権利及び管轄権並びにその他の国の権利及び自由は、この条約の関連する規定によって規律される。」と定める。

104. 海洋法条約において、排他的経済水域における生物資源の保存と管理に

ついで責任は、沿岸国にある。沿岸国は、条約56条1項に基づき、この海域における天然資源(生物資源であるか非生物資源であるかを問わない。)の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利を有する。これに関して、条約61条1項及び2項に基づき、沿岸国は、自国の排他的経済水域における生物資源の漁獲可能量を決定し、「排他的経済水域における生物資源の維持が過度の開発によって脅かされないことを適当な保存措置及び管理措置を通じて確保する」責任を、任せられている。条約62条2項に従い、沿岸国は、自国が、漁獲可能量のすべてを漁獲する能力を有しない場合には、協定その他の取極により、漁獲可能量の余剰分の他の国による漁獲を認めるよう、義務づけられている。沿岸国は、自国の責任を果たすため、条約62条4項の定めるところに従い、必要な法令(取締手続を含む。)を制定しなければならない。その法令は、海洋法条約に適合するものでなければならない。

105. 沿岸国は、海洋法条約73条1項の定めるところに従い生物資源の保存措置と管理措置に関する自国の法令の遵守を確保するため、海洋法条約に従って制定する法令の遵守を確保するために必要な措置(乗船、検査、拿捕及び司法上の手続を含む。)をとることができる。

106. このように、海洋法条約に基づき排他的経済水域において沿岸国に与えられた特別の権利と責任に鑑みると、IUU漁業を防止し、抑制し及び廃絶するために必要な措置をとる主要な責任は、沿岸国にある。

107. 沿岸国のこの責任はまた、2012年MCA条約においても認識されている。MCA条約25条は、SRFC加盟国は、そのための措置をとり、その目的のために国際法に従ってIUU漁業と闘うために協力を強化することを約束すると、規定する。

108. ただし、IUU漁業が自国の排他的経済水域において行われる場合の沿岸国のこの主要な責任は、これに関する他国の義務を免除するものではないことを、強調しておきたい。

109. さて次に、当裁判所は、SRFC加盟国の排他的経済水域にある生物資源に関する旗国の義務について、検討する。これらの義務を、2つの観点から考

察する。1つは海洋生物資源の保存と管理に関する海洋法条約上の国の一般的義務の観点であり、もう1つは、沿岸国の排他的経済水域における旗国の特別な義務の観点である。

110. IUU漁業活動についての旗国の責任の問題は、海洋法条約では直接に取り扱われていない。そのため、当裁判所は、この問題を、海洋生物資源の保存と管理についての旗国の条約上の一般的な義務と特別な義務に照らして、検討することとする。

111. 海洋法条約は、同条約が規制するすべての海域(排他的経済水域を含む。)において旗国が履行しなければならない一般的な義務に関する条文を、有している。これらの義務は、条約91条、92条と94条及び192条と193条に定められている。同時に、海洋法条約58条3項と62条4項は、旗国に対し、沿岸国の排他的経済水域での活動、特に旗国の国民が行う漁業活動に関して、特別な義務を課している。

112. 海洋法条約に定められた海洋生物資源の保存と管理についての旗国の一般的な義務と特別な義務は、沿岸国と旗国との間で締結される漁業協定で具体的に定められる。これに関して、2012年MCA条約は、SRFC加盟国の管轄下にある海域における海洋資源の利用のための最低条件に関する特別規定を置いている。

113. MCA条約は、特に、非加盟国に属する漁船は、SRFCの関係加盟国が発給する操業許可を取得すること、及び、その操業許可を発給したSRFC加盟国の港でそのすべての漁獲量を陸揚げすること、を義務づけている。MCA条約はまた、漁船に対し、SRFC加盟国が指定する港ですべての荷の積み換えを行うこと、航海日誌で漁獲量の申告を行うこと、及び、禁止された漁具または設備を使用しないこと、を義務づけている。更に、MCA条約は、漁船に対し、SRFC加盟国の管轄下の海域への進入と退去について通知すること、及び、SRFC加盟国の監視員または査察員を乗船させること、を義務づけている。

114. 当裁判所は、SRFC加盟国が締結した二国間漁業協定が旗国とその国を旗国とする船舶についての義務を定める規定を有していることに、留意する。

この義務は、旗国に対し特に次のことを要求している。すなわち、(1)その船舶がSRFC加盟国の管轄下の海域における漁業を規律するSRFC加盟国法令と関連する漁業協定に合致することを確保すること、(2)その船舶が漁業資源の持続的開発の原則に基づく責任ある漁業を行うことを確保すること、及び、(3)高度回遊性魚種について、大西洋まぐろ保存国際委員会（ICCAT）の措置と勧告の遵守を確保すること、である。旗国の船舶は、特に次のことが求められる。すなわち、(1)SRFC加盟国が発給する有効な操業許可を取得すること、(2)SRFC加盟国にその漁獲量の申告を行うこと、(3)SRFC加盟国に、海域への進入と退去の日時を報告すること、(4)漁業活動の査察と規制のためにSRFC加盟国の担当官の乗船を認めること、(5)SRFC加盟国が任命する監視員を乗船させること、(6)衛星監視システムを装備すること、である。これら以外にも、これらの船舶は、SRFC加盟国の管轄下の海域内にいる間は、その国に自船の位置情報を通知しなくてはならない。

115. 海洋法条約92条は、国際条約または海洋法条約に明文の規定がある特別の場合を除き、船舶は公海において旗国の排他的管轄権に服する、と規定する。条約58条によると、このことは、海洋法条約第5部の規定に反しない限り排他的経済水域にも適用される。

116. 海洋法条約94条1項は、旗国に対し、「行政上、技術上及び社会上の事項」について有効に管轄権を行使し及び有効に規制を行うよう、義務づけている。同条2項(b)は、この目的を達成するため、旗国に対し、「自国を旗国とする船舶並びにその船長、職員及び乗組員に対し、当該船舶に関する行政上、技術上及び社会上の事項について国内法に基づく管轄権を行使すること」を義務づけている。そして、同条2項(a)、3項及び4項は、その管轄権の行使と規制の実施には、特に、自国を旗国とする船舶の名称及び特徴を記載した登録簿を保持することと、次に掲げることを確保するために必要な措置をとることを含むと定める。すなわち、航行の安全と資格のある船舶検査員による定期的な検査、自国を旗国とする船舶が適当な資格を有する船長及び職員の管理の下にあること、並びに、乗組員の資格及び人数が船舶の型式、大きさ、機関及び設備に照

らして適当であること、である。

117. 当裁判所は、海洋法条約94条2項が「特に」の文言を用いていることから、自国を旗国とする船舶に対する行政上、技術上及び社会上の事項についての有効な管轄権行使と有効な規制の実施を旗国が確保するためにとるべき措置は、例示であって網羅的ではない、と考える。

118. また、海洋法条約94条6項により、船舶について管轄権が適正に行使されずまたは規制が適正に行われなかったと信ずるに足りる明白な理由を有する国は、その事実を旗国に通報することができ、旗国は、その通報を受領したときはその問題の調査を行うこと、そして適当な場合には事態を是正するために必要な措置をとることが、義務づけられている。当裁判所は、旗国は、通報を行った国に対して自国がとった措置を通知する義務を負うと考える。

119. 海洋法条約94条の規定により、漁業活動については、旗国は、行政上の事項について有効に管轄権を行使し有効に規制を行う自国の責任を果たすにあたり、自国を旗国とする漁船が海洋生物資源の保存と管理に関する海洋法条約上の旗国の責任を損なうような活動を行わないよう確保するため、必要な行政上の措置をとらなくてはならない。そのような措置をとったにも関わらず違反行為が行われ他国から通報を受けた場合には、旗国は、調査を行い、適当な場合には事態を是正するために必要な措置をとることが、義務づけられる。

120. 海洋法条約192条は、すべての国に対し、海洋環境を保護し保全する義務を課している。193条は、「いずれの国も、自国の環境政策に基づき、かつ、海洋環境を保護し及び保全する義務に従い、自国の天然資源を開発する主権的権利を有する。」と定める。当裁判所は、みなみまぐろ事件暫定措置命令において、「海洋生物資源の保存は海洋環境の保護及び保全における要素である」と述べた（1999年みなみまぐろ事件（ニュージーランド対日本、オーストラリア対日本）ITLOS暫定措置命令、*ITLOS Reports 1999*, p. 280, at p. 295, para. 70）。海洋法条約192条は排他的経済水域により囲まれた海域を含むすべての海域に適用されることから、旗国は、沿岸国が自国の排他的経済水域について行う生物資源の保護措置を自国を旗国とする船舶が遵守することを確保する義務を負

う。なぜなら、当裁判所が結論づけたように、その措置は海洋環境の保護と保存における不可分の要素を構成するためである。

121. 沿岸国の排他的経済水域における旗国の特定の義務について、海洋法条約58条3項は次のように規定している。

「いずれの国も、排他的経済水域においてこの条約により自国の権利を行使し及び自国の義務を履行するに当たり、沿岸国の権利及び義務に妥当な考慮を払うものとし、また、この部の規定に反しない限り、この条約及び国際法の他の規則に従って沿岸国が制定する法令を遵守する。」

122. また、海洋法条約62条4項は、「排他的経済水域において漁獲を行う他の国の国民は、沿岸国の法令に定める保存措置及び他の条件を遵守する。」と規定する。

123. 当裁判所は、海洋法条約62条4項が、国に対して、沿岸国の排他的経済水域において漁業活動を行う自国民が沿岸国の法令に定める保存措置及び他の条件を遵守することを確保する義務を課している、と考える。

124. 海洋法条約58条3項、62条4項及び192条の規定から、旗国は、自国民と自国を旗国とする船舶がIUU漁業活動を行わないよう確保するため、必要な措置をとるよう義務づけられている、ということができる。2012年MCA条約とSRFC加盟国の国内法に従って、IUU漁業活動は、SRFC加盟国の排他的経済水域で実施されるこれらの国の保存措置と管理措置の違反も、構成する。言い換えると、海洋法条約上は排他的経済水域における生物資源の保存と管理（沿岸国が制定する法令の遵守を確保するために必要な措置の実施を含む。）についての主要な責任は沿岸国にあるが、旗国もまた、自国を旗国とする船舶がSRFC加盟国の排他的経済水域でIUU漁業活動を行わないよう確保する責任を有するのである。

125. これに関して当裁判所は、前記深海底活動責任事件における海底紛争裁判部の勧告的意見に、注意を向けたい。保証国（sponsoring States）と契約者（contractors）の関係は旗国と自国を旗国とする沿岸国の排他的経済水域で漁業活動を行う船舶との関係と完全には比較できるものではないにせよ、当裁

判所は、海底紛争裁判部が、「確保する責任 (responsibility to ensure)」の語の意味と後述129項で言及する「相当の注意」義務と「行動の」義務の両概念の相互関係とに関して明らかにしたことは、本件にも完全に適用することができる、と考える。

126. 「確保する責任」の語の意味について、海底紛争裁判部は勧告的意見で次のように述べている。

『確保する責任』は、国際法上の保証国の義務を示している。この義務が作り上げた仕組みは、深海底活動に関する海洋法条約の諸規則——本来は条約上の規則でありこれを受諾した国際法主体のみを拘束する——が、国内法において法的基盤を有する契約者にも効力を有するようになる、というものである。この仕組みは、締約国が、自国の国籍を有し自国の管理下にある者に対して自国の権限を行使することによって履行しなければならないという義務を創設することを本旨とする。』

(*ITLOS Reports 2011*, p. 10, at pp. 40-41, para. 108)

127. 本件において、すでに述べたように、旗国は、海洋法条約58条3項と62条に基づき、自国を旗国とする船舶が沿岸国の定める保存措置に関する法令を遵守するよう「確保する責任」を有する。旗国は、後述134~140項で記す措置をとり、及び海洋法条約94条1項に基づき自国を旗国とする船舶に対し「行政上、技術上及び社会上の事項」において有効に管轄権を行使し有効に規制して、この責任を履行しなくてはならない。

128. 「確保する」の語の意味について、海底紛争裁判部の勧告的意見は、次のように述べている。

『110. 保証国が負うこの『確保する』責任は、自国が保証する契約者が上述の義務を遵守するという結果をすべての場合に達成する、という義務ではない。この義務は、この結果を達成するために、適当な手段を講じ、可能な限り最善の努力を尽くし、及び最高のことを行う、という義務である。国際法において今日的な語を用いると、この義務は、『結果の』義務ではなく『行動の』義務であり、また『相当の注意』義務であるということができよう。』

111. 『相当の注意』義務と『行動の』義務の観念は、結びついている。このことは、前記2010年ウルグアイ河パルプ工場事件ICJ判決にはっきりと現れている。『規制的手段ないし行政的手段を用いこれを執行する義務は、行動の義務である。したがって、両当事国は、[ウルグアイ河規程] 36条に基づき、この河の生態的バランスを保全するために必要な措置を行うために[ウルグアイ河] 委員会を通じて行動して、相当の注意を尽くすよう求められる。』(判決187項)。

112. 『確保する』の語は、国の管轄下にある者が行うすべての違反行為についてその国が責任を負うとすることは合理的ではないけれども、私人の行動は国際法上その国に帰属しないという原則(ILC国家責任条文8条注釈1項を見よ)を単純に適用しただけでは同じく満足できないような場合の義務を指すために、国際法文書においてよく用いられる。」

(前記2011年深海底活動責任事件ITLOS勧告的意見, *ITLOS Reports 2011*, p. 10, at p. 41, paras. 110-112)

129. SRFC加盟国の排他的経済水域におけるIUU漁業についていうと、2012年MCA条約の非当事国である旗国が自国を旗国とする船舶がIUU漁業を行わないよう確保すべき義務も、「行動の」義務である。言い換えると、海底紛争裁判部勧告的意見が述べるように、これは、自国を旗国とする船舶によるIUU漁業を防止するために「適当な手段を講じ、可能な限り最善の努力を尽くし、及び最高のことを行う」義務である。しかし、「行動の」義務であるこの義務は「相当の注意義務」であって、「結果の」義務ではない。つまり、この義務は、自国を旗国とする船舶がSRFC加盟国の排他的経済水域においていかなる場合でもIUU漁業を行わないという義務の遵守を達成すべき旗国の義務ではない。旗国は、遵守を確保するために必要なすべての措置をとり自国を旗国とする漁船によるIUU漁業を防止するべき「相当の注意義務」の下に置かれる。

130. さて、ここで、本件における旗国の「相当の注意義務」を構成するものが何かという問題を取り上げよう。

131. 「相当の注意義務」の意味について、海底紛争裁判部は、前記2010年ウルグアイ河パルプ工場事件においてICJが示した次の記述に、言及している。

「その義務は、適当な規則を制定し適当な措置を講じることだけではなく、その実施にあたり一定水準の警戒を行い、かつ、公的な運用者と民間の運用者に適用される行政的管理を行うことであり、運用者が行う活動を監視することを含む。したがって、1975年〔ウルグアイ河〕規程の当事国の責任が生じるのは、その国が注意して行動せずそのため自国の管轄下にある公的・私的事業者に関する関連規則を実施するためのすべての適当な措置をとらなかったことが証明される場合である。」

(前記2010年ウルグアイ河パルプ工場事件ICJ判決, *ICJ Reports 2010*, p. 14 at p. 79, para. 197)

132. 海底紛争裁判部勧告的意見は、次のことを指摘した。

「117. 『相当の注意』義務の内容を正確な言葉で書き表すことは、容易でない。正確に書き表すことを難しくしている要因は、特に、『相当の注意』が可変的な概念であるという点である。この概念は時代により変わるものであり、ある時代には十分に注意を尽くしているとされていた措置が、例えば新たな科学技術の知見に照らすとその注意が充分でなくなることもある。この概念は、活動に伴う危険との関連で変わることもある。……。相当の注意の基準は、危険が大きい活動ほど厳しくなければならない。」

(前記2011年深海底活動責任事件ITLOS勧告的意見, *ITLOS Reports 2011*, p. 10, at p. 43, para. 117)

133. 当裁判所は、本件において、海洋法条約は、SRFC加盟国の排他的経済水域において自国を旗国とする船舶がIUU漁業を行うことを防止する「相当の注意」義務の遵守を確保するために旗国がとるべき措置の内容に関する指針を提供する重要な文書である、と考える。

134. 海洋法条約58条3項と62条4項に基づき、旗国は、自国を旗国とする船舶が、海洋法条約の規定に従ってSRFC加盟国が制定した法令を遵守するよう確保するために必要な措置（執行措置を含む。）をとる義務を負う。

135. 海洋法条約のこれらの規定は、また、旗国に対し、SRFC加盟国の排他的経済水域においてSRFC加盟国の許可がない限り自国の船舶が漁業を行うこ

とを禁止する必要な措置をとる義務を、課している。

136. 海洋法条約192条と193条に基づき、旗国は、自国を旗国とする船舶がSRFCによる保護措置と保存措置を遵守することを確保するために必要な措置をとる義務を有する。

137. 海洋法条約94条1項及び2項は、旗国は、自国を旗国とする漁船に対し、特に漁船が適切に識別されるよう確保することによって行政上の事項において有効に管轄権を行使し有効に規制を行う義務を負う、と定める。

138. 旗国が制定する法令と実施する措置の性質はそれぞれの旗国がその法制度に従って決めるものであるけれども、旗国は、その法令の遵守を監視し確保するための執行の仕組みを用意する義務を有する。IUU漁業活動に適用される制裁措置は、違反行為を抑制し、IUU漁業活動から得られる利益を違反者から奪うに十分なものでなくてはならない。

139. 海洋法条約94条6項に従って、「船舶について管轄権が適正に行使されず又は規制が適正に行われなかったと信ずるに足りる明白な理由を有する国は、その事実を旗国に通報することができ」、「旗国は、その通報を受領したときは、その問題の調査を行うものとし、適当な場合には、事態を是正するために必要な措置をとる。」。当裁判所の見解では、この義務は、IUU漁業を行っていると思われる船舶の旗国に対しても、違反行為が沿岸国から通報される場合には、同様に適用される。そして旗国はこの問題を調査する義務を負い、適当な場合には、事態を是正するために必要な措置をとると共に、その通報を行った国にその措置を通知しなくてはならない。旗国がとる措置は、沿岸国が海洋法条約73条に基づき措置をとる権利を害してはならない。

140. 当裁判所は、前記2001年MOX工場事件暫定措置命令において次のように述べたことを、想起したい。

「協力する義務は、海洋法条約第12部及び一般国際法において、海洋環境の汚染の防止における基本的原則であり、……」

(*ITLOS Reports 2001*, p. 95, at p. 110, para. 82)

当裁判所は、この義務は、IUU漁業活動の場合にも及ぶと考える。

VI. 質問2について

141. 当裁判所に付託された第二の質問は、次の内容である。

「自国を旗国とする船舶が行うIUU漁業活動について、旗国はどの程度責任を負う (liable) とされるのか。」

142. 海洋法条約と2012年MCA条約はいずれも、自国を旗国とする船舶が行うIUU漁業活動についての旗国の責任 (liability) の問題について、手掛かりとなるものを与えていない。

143. したがって、当裁判所は、海洋法条約293条に従い、この質問を検討するにあたり国際違法行為についての国家の責任 (responsibility) に関する関連する国際法規則に基づいて判断することとする。

144. 当裁判所の先例を含む国際判例に照らし、当裁判所は、次に掲げる規則が、国際違法行為についての国家の責任に関する国連国際法委員会条文案 (以下、「ILC国家責任条文案」とする。) が第二の質問に関連する一般国際法の規則である、と考える。

- (i) 国の全ての国際違法行為は、当該国の国際責任を伴う (ILC国家責任条文案1条)
- (ii) 国の国際違法行為は、次の場合に存在する。すなわち、作為又は不作為からなる行為が、(a)国際法上当該国に帰属し、かつ、(b)当該国の国際義務の違反を構成する場合 (同2条)
- (iii) 責任を負う国は、国際違法行為により生じた被害に対して十分な救済を行う義務を負う。(同31条1項)

145. 第二の質問に回答するにあたり、当裁判所は、この質問にある「責任を負う (liable)」の語の意味を明確にすることが適当であると考え。当裁判所は、国家責任の文脈において、英語の“liability”は二次的義務、つまり一次的義務の違反の結果を指すものと考え。フランス語の“responsabilité”の語は、一般に、一次的義務と二次的義務の両方を指すものであるが、第二の質問と第三の質問との関連で、当裁判所は、このフランス語の“responsabilité”

が二次的義務を指すために用いられていることを、明らかにしておきたい（前記2011年深海底活動責任事件ITLOS勧告的意見, *ITLOS Reports 2011*, p. 10, at pp. 30-31, paras. 64-71を見よ）。

146. 本件において、旗国の責任 (liability) は、SRFC加盟国の排他的経済水域におけるIUU漁業活動に関するSRFC加盟国法令を自国を旗国とする船舶が遵守しなかったことから生じるのではない。船舶によるSRFC加盟国法令の違反は、それ自体は旗国に帰属しないからである。旗国の責任は、SRFC加盟国の排他的経済水域において自国を旗国とする船舶が行うIUU漁業活動に関する旗国の「相当の注意」義務を遵守しないことから生じるのである。

147. 当裁判所は、SRFC加盟国が、自国の排他的経済水域においてIUU漁業活動を行う船舶の旗国に対して、第一の質問への回答において言及した旗国の国際義務の違反であって旗国に帰属するものについて責任を負わせることがある、と考える（前述109～140項を見よ。また、1999年サイガ号事件（第二）判決, *ITLOS Reports 1999*, p. 10, at p. 65, para. 170を見よ）。

148. ただし、旗国は、自国を旗国とする船舶がSRFC加盟国の排他的経済水域でIUU漁業活動を行わないように確保すべき「相当の注意」義務を履行するためにすべての必要かつ適当な措置をとった場合には、責任を負わない。

149. 「相当の注意」義務の意味については、前述131～132項ですでに説明した。

150. 当裁判所は、また、1回のIUU漁業活動で旗国の「相当の注意」義務の違反が生じるのかそれともIUU漁業活動が繰り返されて初めてその義務の違反となるのかの問題について、ここで取り上げたい。前述146～148項で説明したように、当裁判所は、旗国の「相当の注意」義務の違反が生じるのは、旗国が、自国を旗国とする船舶がSRFC加盟国の排他的経済水域でIUU漁業活動を行わないように確保すべき旗国の義務を履行するためのすべての必要かつ適当な措置をとらなかった場合である、と考える。したがって、SRFC加盟国の排他的経済水域で船舶がどの程度頻繁にIUU漁業活動を行ったのかは、旗国の「相当の注意」義務の違反があったかどうかの問題とは無関係である。

(2015年10月4日稿) (未完)

【付記】本稿は、科学研究費補助金基盤研究(B) (一般)「国連海洋法条約体制の包括的分析—条約発効20年の総括と将来への展望」(JSPS科研費15H03294)による成果の一部である。